

大泉緑地の概要(1)

■位置図



大泉緑地の概要(2)

■事業目的

- 市街地に広い森林を積極的に創出し
自然的大空間を形成
- 防災公園としての整備
広域避難地及び後方支援活動
拠点に位置づけ

■事業内容

- 整備済み
大芝生広場、児童遊戯場、球技場等
- 事業中箇所
園路、広場 等
- 未事業地
今後、事業や計画の見直しを実施

凡例



都市計画区域



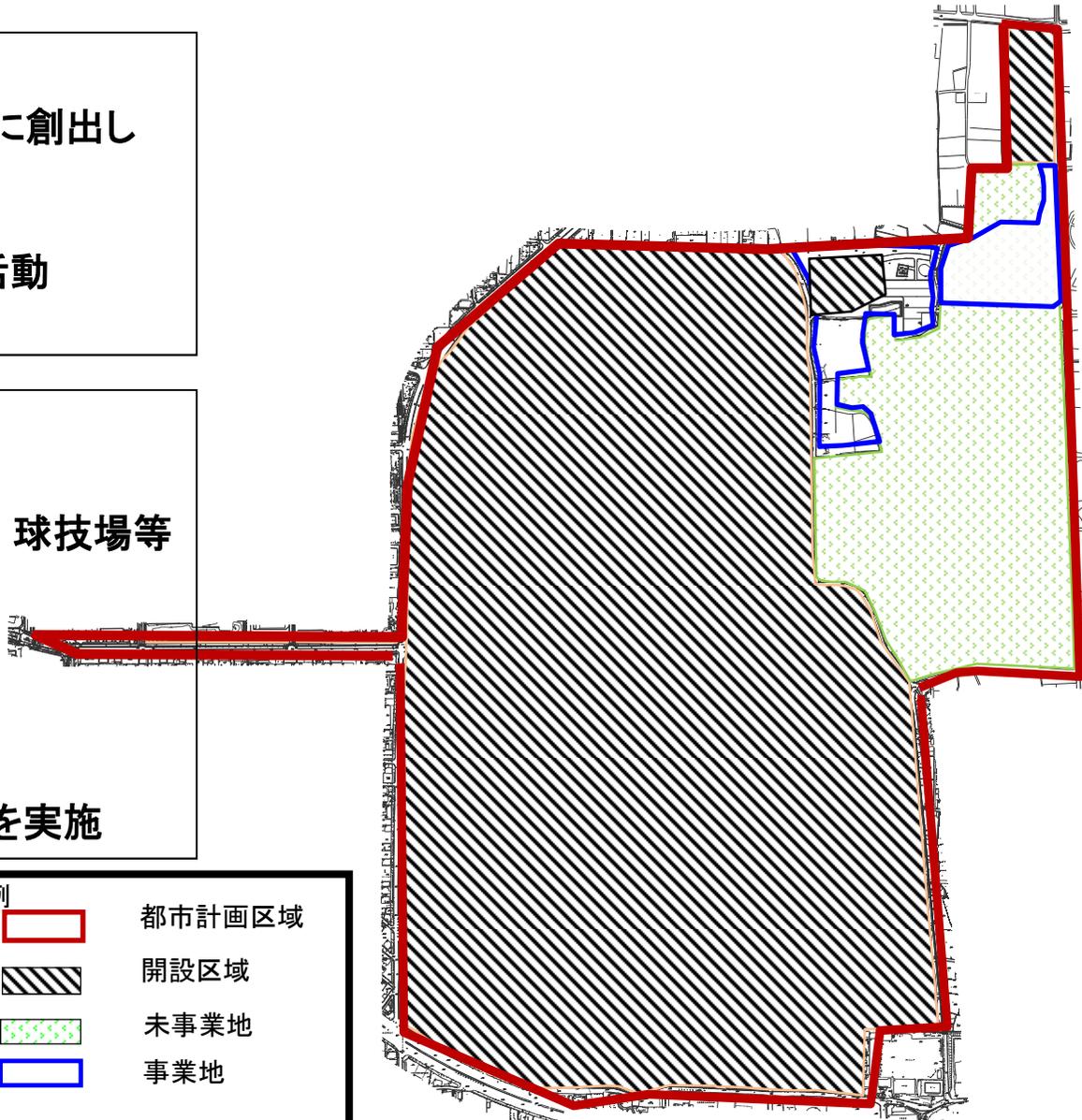
開設区域



未事業地



事業地



大泉緑地の概要(3)

事業対象区域

◆大泉緑地全体図



◆対象区域整備イメージ図



大泉緑地 評価調書の追記

[修正前]

○全体65%
(438.1億円/677.2億円)

○全体用地59%
(331.2億円/557.2億円)

○全体工事89%
(106.9億円/120億円)

[修正後(追記)]

○全体65%
(438.1億円/677.2億円)

・事業地54%
(33.1億円/61.1億円)

○全体用地59%
(331.2億円/557.2億円)

・事業地用地60%
(26.9億円/45.2億円)

○全体工事89%
(106.9億円/120億円)

・事業地工事39%
(6.2億円/15.9億円)

大泉緑地 費用対効果分析について(1)

大規模公園の『費用対効果分析』について(国土交通省マニュアルに基づき)

○公園事業の費用便益比(B/C)について

・大規模公園の「費用対効果分析」は、整備事業に必要な費用(Cost)と、整備事業の実施により得られる価値(便益:Benefit)を算定し、事業の効率性を評価する。

便益 ○公園整備によってもたらされる価値を定量的に換算したもの

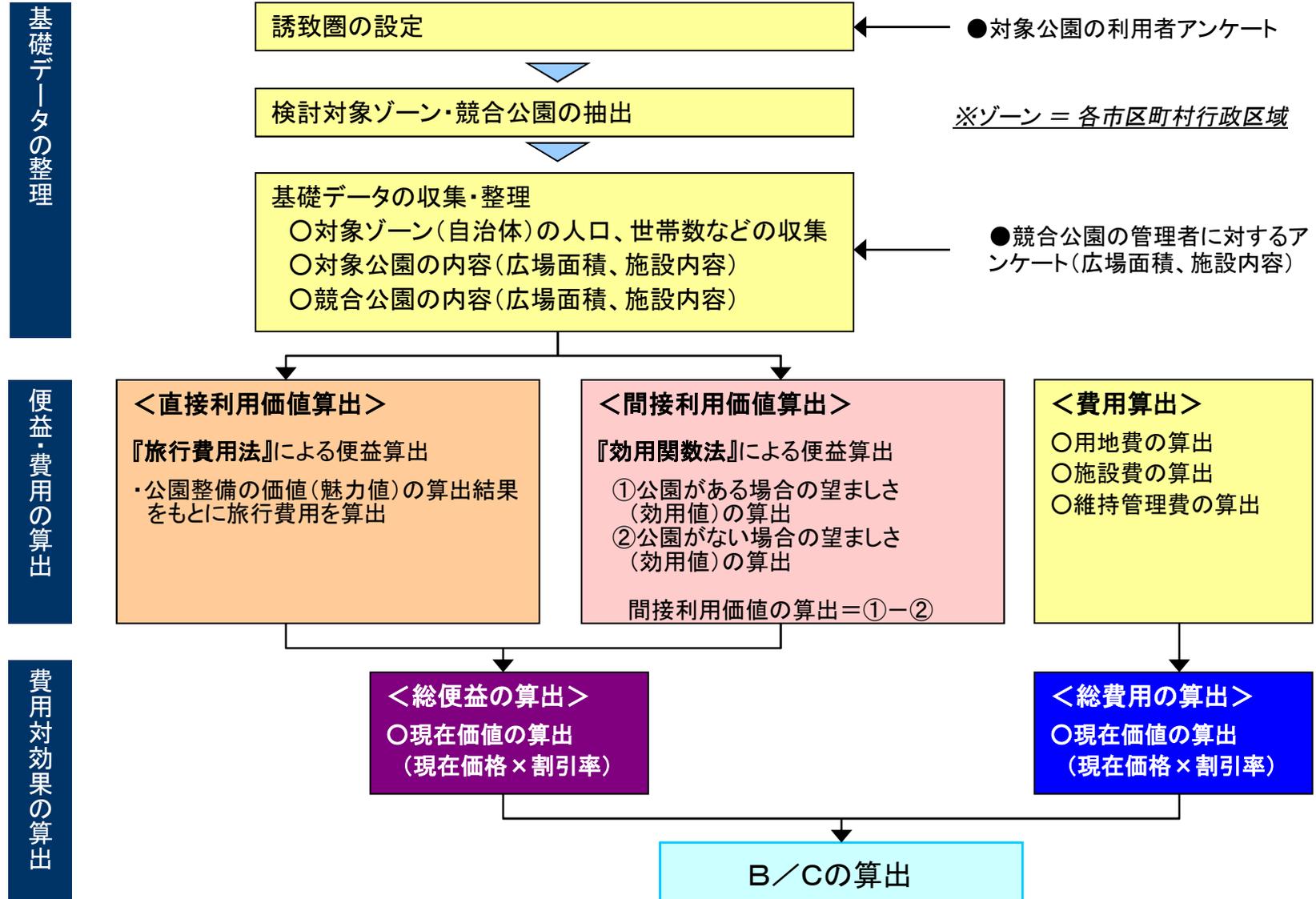
費用 ○公園整備に要する用地費、施設費、維持管理費(維持管理費は供用後50年間計上)

$$\frac{\text{便益}}{\text{費用}} = \frac{\text{直接利用価値} + \text{間接利用価値}}{\text{整備費用(用地費+施設費)} + \text{維持管理費}}$$

★国土交通省「改訂第2版 大規模公園費用対効果分析手法マニュアル」に準拠

大泉緑地 費用対効果分析について(2)

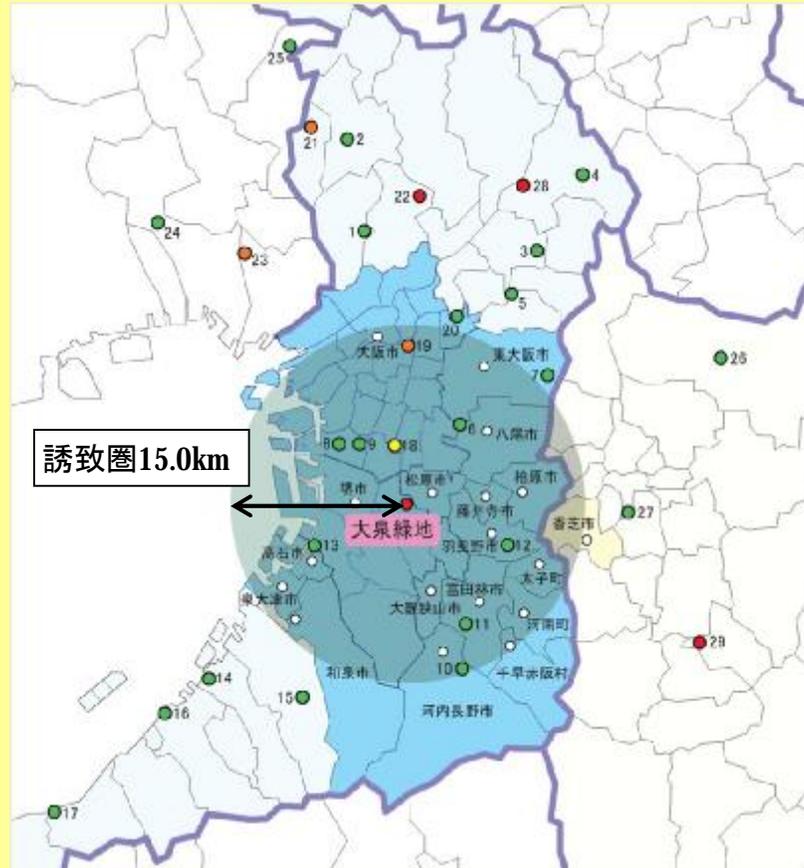
費用対効果分析の流れ



大泉緑地 費用対効果分析について(3)

検討対象ゾーン・競合公園の抽出結果

◆検討対象ゾーンと競合公園



※利用者アンケート結果より、誘致圏域は半径15kmとした。
 (利用者の80%以上)
 ※検討対象ゾーンは誘致圏内に市役所のある市町村

◆検討対象ゾーン一覧

自治体名			
大阪市都島区	大阪市旭区	堺市堺区	和泉市
大阪市福島区	大阪市城東区	堺市中区	柏原市
大阪市此花区	大阪市阿倍野区	堺市東区	羽曳野市
大阪市西区	大阪市住吉区	堺市西区	高石市
大阪市港区	大阪市東住吉区	堺市南区	藤井寺市
大阪市大正区	大阪市西成区	堺市北区	東大阪市
大阪市天王寺区	大阪市淀川区	堺市美原区	大阪狭山市
大阪市浪速区	大阪市鶴見区	泉大津市	太子町
大阪市西淀川区	大阪市住之江区	八尾市	河南町
大阪市東淀川区	大阪市平野区	富田林市	千早赤阪村
大阪市東成区	大阪市北区	河内長野市	香芝市
大阪市生野区	大阪市中央区	松原市	

◆競合公園一覧(同等の公園 広域公園、50ha以上の公園)

公園名			
1	服部緑地	11	錦織公園
2	箕面公園	12	石川河川公園
3	寝屋川公園	13	浜寺公園
4	山田池公園	14	二色の浜公園
5	深北緑地	15	蜻蛉池公園
6	久宝寺緑地	16	りんくう公園
7	枚岡公園	17	せんなん里海公園
8	住之江公園	18	長居公園
9	住吉公園	19	大阪城公園
10	長野公園	20	鶴見緑地
		21	五月山緑地
		22	万博公園
		23	武庫川河川敷緑地
		24	甲山森林公園
		25	一庫公園
		26	奈良公園
		27	馬見丘陵公園
		28	国営淀川河川公園
		29	国営飛鳥歴史公園

大泉緑地 費用対効果分析について(4)

直接利用価値 2-1. 公園の有する価値(魅力値)の算出

1. 検討対象ゾーンのデータ収集(公園需要量の算出)

- ・検討対象ゾーン(市町村)の人口や年齢構成、人口密度等からゾーンの公園需要量(年間利用回数)を算出

2. 公園ごとの価値(魅力値)の算出

- ・対象公園および競合公園のそれぞれの整備内容より、利用者容量(人)を算出する。

利用者容量(人) = 施設規模(面積や数量) × 利用者原単位 × 稼働率(サイクル)

(例) 芝生広場 : 利用者原単位 1 人 / 3. 2 m² 稼働率 2 時間 / サイクル

テニスコート : 利用者原単位 4 人 / 面 稼働率 1 時間 / サイクル

3. 公園ごとの需要量の算出

- ・検討対象ゾーンの公園需要量を公園ごと(対象公園、競合公園)に割り振る(公園の価値(魅力値)、距離を考慮)
- ・対象公園の公園需要量を算出(検討対象ゾーンから対象公園への公園需要量を合計)

4. 旅行費用の算出

- ・対象公園の公園需要量から旅行費用を算出する。(検討対象ゾーンごとに算出、合計)

旅行費用(円) = 交通機関別旅行費用 × 交通手段利用率 + 公園利用料金

大泉緑地 費用対効果分析について(5)

間接利用価値

効用関数法・・・「公園整備を行った場合と行わなかった場合の周辺世帯の持つ望ましさ(効用)の違い」を貨幣価値に換算することで公園整備を評価する。

◆計算の流れ

分類	機能	用いる基礎データ
「環境」価値	環境の維持・改善、景観の向上に役立つ価値	●公園の緑地面積 ●公園からの距離
「防災」価値	防災に役立つ価値	●公園の広場面積 ●防災拠点機能の有無 ●公園からの距離

①公園の価値 → ②ゾーンの効用値 → ③ 便益額

環境及び防災の効用値から、ゾーンごとに対象公園、競合公園の便益額を算出。

①. 公園の価値(効用値)の算出
対象公園や競合公園の持つ効用値を算出

②. ゾーンの効用値の算出
対象公園がない場合の効用値
対象公園がある場合の効用値

③. 対象公園に対する便益額
対象公園がある場合とない場合の差より便益額を算出

便益の算出

大泉緑地 費用対効果分析について(6)

大泉緑地の費用便益比の算出結果(B/C)

○費用便益比(B/C)の算出結果

費用便益分析は、社会的割引率を用いて将来時点における便益や費用を現在の貨幣価値に補正した上で、事業期間中に発生する便益と費用の総額を算定し、費用便益比(B/C)を求めることにより行った。

総便益(百万円) : B	209, 003
総費用(百万円) : C	60, 117
費用便益比 : B/C	3.48

★各便益、費用について、割引率4%で現在(計算実施年次)価値に割戻す。

「今後の土砂災害対策の進め方」検討委員会報告書 概要

土砂災害対策に関する現状と課題

土砂災害防止法に基づくソフト対策

- 土砂災害警戒区域・特別警戒区域
区域指定の遅れによる警戒避難体制の整備や新規開発抑制の効果発現の遅れ
- 警戒避難体制の整備
避難勧告・指示が適切な時期に発令されていない
避難勧告が発令されても住民の避難行動につながっていない

施設整備

- 要対策箇所の整備
・整備率が約30%であり、完了までにさらに長期間が必要
- 急傾斜地崩壊対策（土石流対策に比べ効果が限定的であり公益性が小さい）
・受益と負担のバランスが取れておらず、一般納税者の不公平感が大きい
・完成後の維持管理について府、市町村、地元の間で明確な取り決めがない。

今後の土砂災害対策の進め方

【基本理念】

「府内での土砂災害による犠牲者ゼロの継続」 （人命を守ることを最優先）

ソフト対策

「凌ぐ」

ハード対策

「防ぐ」

「逃げる」～ 住民自ら避難行動がとれる社会の構築 ～

総合的・効率的な施策の着実な推進

土砂災害防止法に基づく区域指定を基軸とした施策の展開

★第一に「逃げる」施策の重点実施

- （自助、共助を支える公助）
- 施策の根幹をなす区域指定に基づいた「地区単位のハザードマップ」の早期作成
 - 危険箇所の明確化と住民周知「気づき」
 - 警戒避難体制の整備「深め」
 - 住民の避難行動意識の向上「動く」

★第二に「凌ぐ」施策の展開

- 区域指定の効果発現と既存家屋への支援
- 特定開発の制限や建物規制
- 特別警戒区域内の既存家屋に対する移転支援
- 特別警戒区域内の既存家屋に対する補強支援

★第三に「防ぐ」施策の効率化と適切な役割に基づく推進

- 区域指定の基礎調査結果に基づく対策実施箇所の選定
- 「土石流」「急傾斜地崩壊」の対策実施箇所の重点化
- 「地すべり」は挙動が確認された場合実施
- 急傾斜地崩壊対策事業に伴う受益者負担金の徴収
- 急傾斜地崩壊対策施設の地元・行政における管理分担の明確化

□区域指定優先順位の早期確立と指定完了

□避難判断基準マニュアルや土砂災害発生危険基準線（CL）の適宜見直しや的確な避難勧告・指示情報の発信手法の検討

□モデル地区におけるハザードマップの作成とNPO・大学等と連携した他地区への早期作成展開および住民参加型避難訓練の実施による住民の避難行動意識の向上

□家屋移転助成の制度活用促進

□家屋補強の助成に関する制度の構築



□「災害発生の危険度」と「災害発生時の影響」および地域要因を考慮した土石流・急傾斜地崩壊対策事業実施箇所の優先順位付け

□受益者負担金の徴収に関する手法の確立

□急傾斜地崩壊対策施設の維持管理に関するルール作りと実施

委員会提言における土石流対策事業実施箇所の重点化

①【災害発生の危険度】 評価

項目	評価基準	評点
発生流域面積 (溪床勾配15°地点より上流の流域面積)	5ha以上	5
	3~5ha	4
	3ha未満	3
平均溪床勾配 (土石流氾濫開始点)	15°以上	5
	10°~15°	3
堆積土砂厚の平均 (溪床勾配10°以上での各断面の最深堆積土砂厚)	2m以上	5
	0.3~2m	3
地質の状況 (山腹斜面)	風化花崗岩 (マサ)	3
	崩壊土層、火山岩、風化岩、破碎帯	2
	表土層が特に発達、第三紀・四紀層	1

項目	評価基準	評点
地形の状況① (山腹斜面における常時湧水箇所の有無)	常時湧水がある	2
地形の状況② (1000m ² /1か所以上の崩壊履歴)	大きな崩壊履歴がある	2
地形の状況③ (亀裂)	新しい亀裂か滑落崖がある	3
地形の状況④ (流水)	常時流水がある	1
地形の状況⑤ (裸地の存在と流域面積率)	地被状況10%以上	3
地形の状況⑥ (谷出口の堆積状況)	有り	1

評価

(高)

(低)

4	18点以上
3	14 ~ 17点
2	10 ~ 13点
1	9点未満

【注意】

※災害が発生すれば、【災害発生の危険度】を**ランク4**とするものとする。

委員会提言における土石流対策事業実施箇所の重点化

②【災害発生時の影響】 評価

項目	評価基準	評点	項目	評価基準	評点
災害時要援護者施設 (24時間入居・入院)	24時間施設である	3	保全人家戸数 (警戒区域内戸数)	100戸以上	10【10】
			70戸～99戸	8【10】	
災害時要援護者施設 (施設別)	老人福祉施設、知的障害者施設、身体障害者施設、医療提供施設 幼稚園、その他	2	【特別警戒区域内に保全人家がある場合はワンランクアップ】	40戸～69戸	6【 8】
				10戸～39戸	4【 6】
				10戸未満	2【 4】
				避難所（警戒区域内）	有り
災害時要援護者施設	特別警戒区域内 警戒区域内	1 5	避難路（警戒区域内）	有り	5
			災害時要援護者施設 (収容人数)	50人以上 10～50人未満 10人未満	5 3 1
1施設	3				

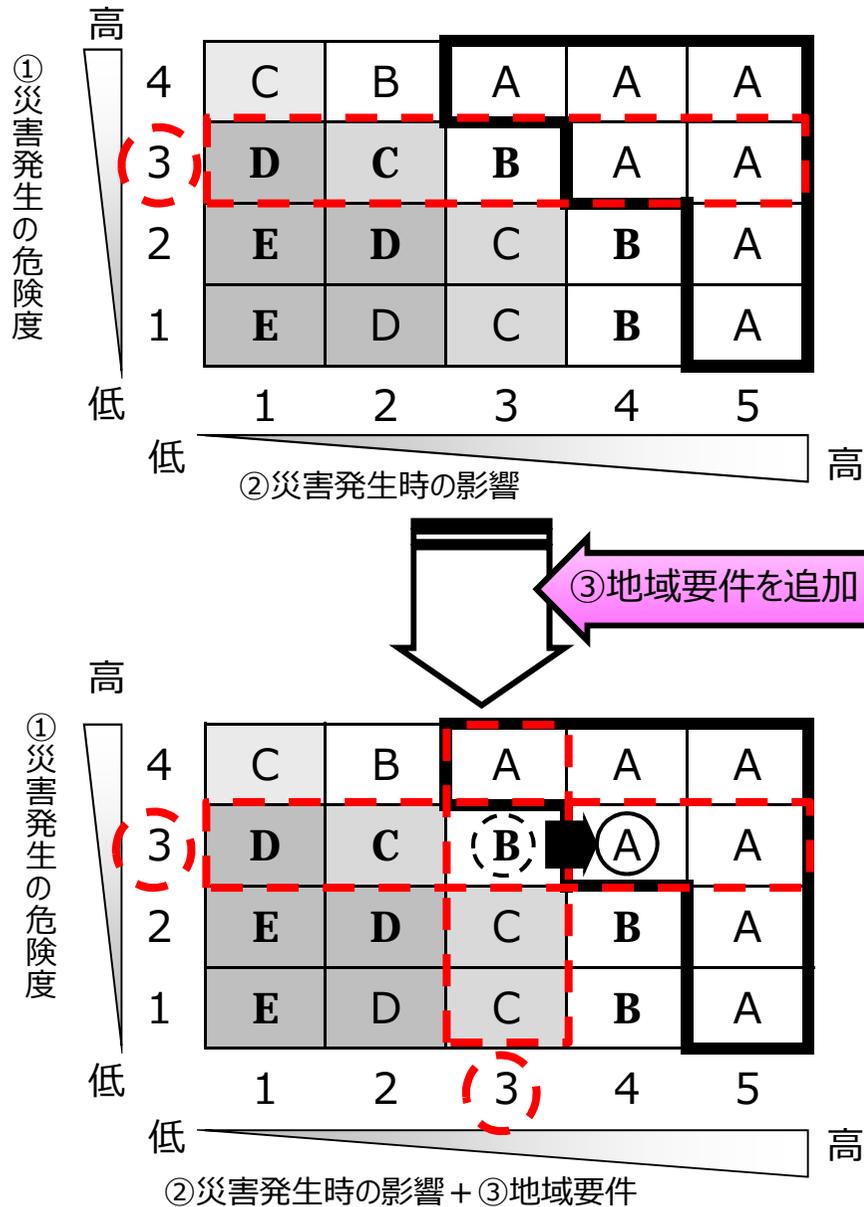
評価

(高)

(低)

5	25点以上
4	20～24点
3	15～19点
2	10～14点
1	9点未満

委員会提言における土石流対策事業実施箇所の重点化



③【地域要件】（1ランクアップ）

項目	内容
自助意識	地域で継続的に避難訓練を実施
	自主防災パトロールを実施
土砂災害防止法	区域指定済み
警戒避難体制	地区のハザードマップ作成済み

※土石流対策は、市町村の取組（警戒避難体制）や地元要望・協力を評価。1ランクアップとする。

IV.【評価】

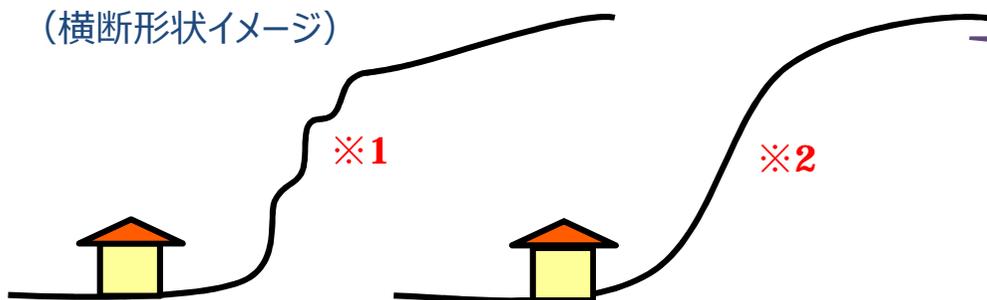
- A：当面の重点箇所
- B：次期対策候補箇所
- C～E：当面ハード対策見送り

委員会提言における急傾斜地崩壊対策事業実施箇所の重点化

評価区分①【災害発生の危険度】（25点）

項目	評価基準	評点	項目	評価基準	評点
斜面角度	50度以上	5	地盤の状況	傾斜30度以上の不連続斜面が流れ盤構造をなす	5
	40度以上50度未満	3		完全に風化し土壌化している 又は、未固結土砂（崩積土、段丘堆積物含む）である	4
	30度以上40度未満	1		風化作用を受け、一部は粘土化又は割れ目が発達し粘土を挟在する	3
斜面高さ	30m以上	5		岩質は非常に堅硬で全く風化していない又は、僅かに風化岩質が認められる	1
	10m以上～30m未満	3		湧水の有無	湧水が常時ある又は、降雨時に湧水がある
	5m以上～10m未満	1	斜面が常時ジメジメしている		3
地表の状況	亀裂が発達開口、1m以上の転石、オーバーハングを有する	5	斜面は乾燥している		1
	斜面に不規則な凹凸を有する※1 (横断形状)	3			
	凹凸が無く、平坦な斜面である※2 (横断形状)	1			

(横断形状イメージ)



評価

4 (高)

1 (低)

4	20 点以上	3	17 ~ 19 点
2	14 ~ 16 点	1	13 点以下

委員会提言における急傾斜地崩壊対策事業実施箇所の重点化

評価区分②-1【災害発生時の影響】（25点）

※災害時要援護者施設を含む危険箇所の評価項目

項目	評価基準	評点
災害時要援護者施設 (24時間入居・入院)	24時間施設である	3
災害時要援護者施設 (施設別)	老人福祉施設、知的障害者施設、身体障害者施設、医療提供施設	2
	幼稚園、その他	1
災害時要援護者施設	特別警戒区域内	15
	警戒区域内	5
災害時要援護者施設 (収容人数)	50人以上	5
	10～50人未満	3
	10人未満	1

評価区分②-2【災害発生時の影響】（25点）

※災害時要援護者施設を含まない危険箇所の評価項目

項目	評価基準	評点
保全人家戸数	20戸以上	5
	10戸～19戸	3
	5戸～9戸	1
避難所	代替施設が無い	10
	代替施設が有る	5
避難路	有り	5
重要公共施設等 (主要道路、鉄道、 官公署、学校等)	2施設以上	5
	1施設	3

※災害時要援護者施設を含む場合は、
区分②-1と区分②-2を加算する

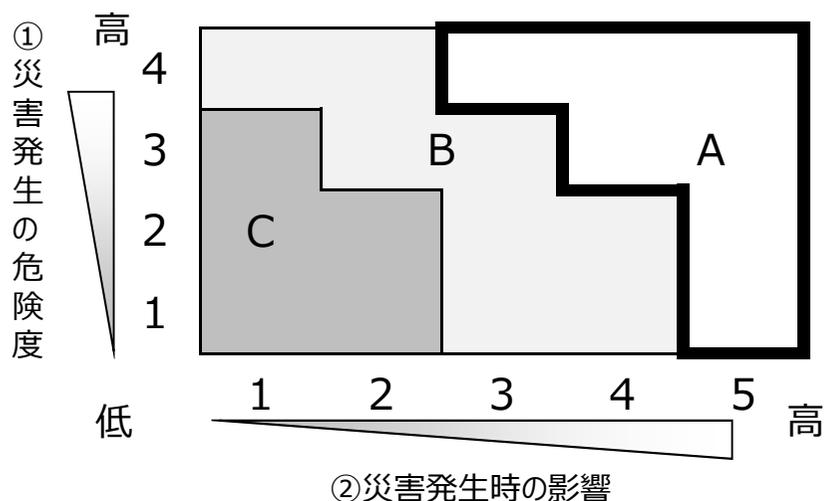
評価

5 (高)

1 (低)

5	20点以上	4	15～19点	3	10～14点
2	5～9点	1	4点以下		

委員会提言における急傾斜地崩壊対策事業実施箇所の重点化



【前提条件】

※必須条件

・地元からの要望、区域指定の同意及び地元等による日常の維持管理協力

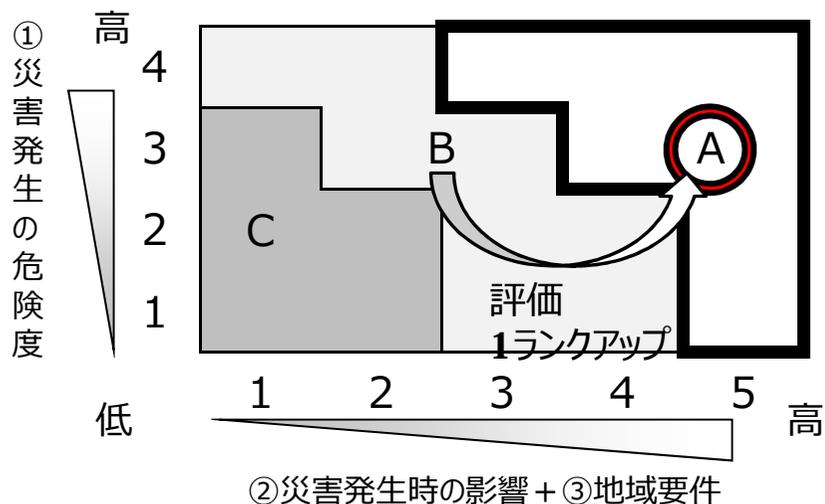
・地区でのハザードマップ作成、避難訓練の実施等のソフト対策の取組み

※災害が発生すれば、①【災害発生時の危険度】をランク4とするものとする。



③【地域要件】

土砂災害対策事業や市町村事業を組み合わせ、ハード・ソフト両面から総合的な防災対策の計画を策定し、地域の活性化を図る町づくりを推進する地域であること

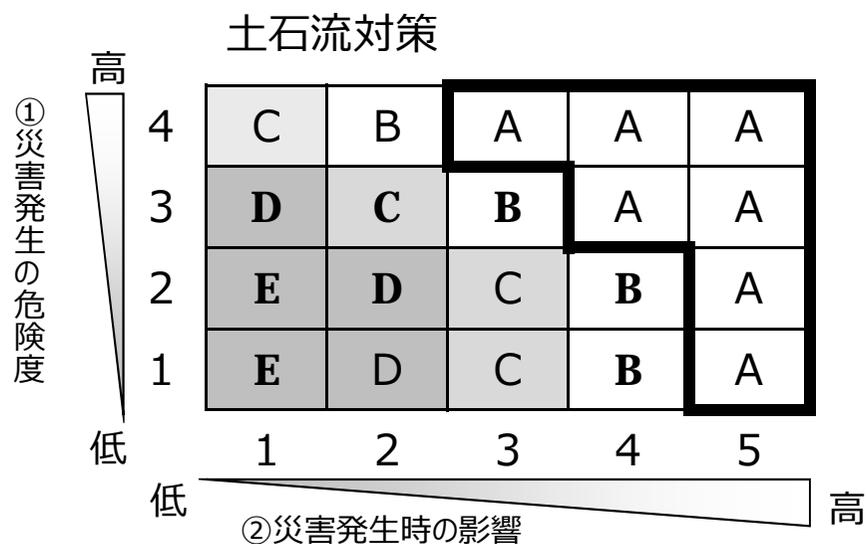


④【評価】

A：当面の**対策実施**箇所

H24事業評価審議箇所重点化におけるランク（参考）

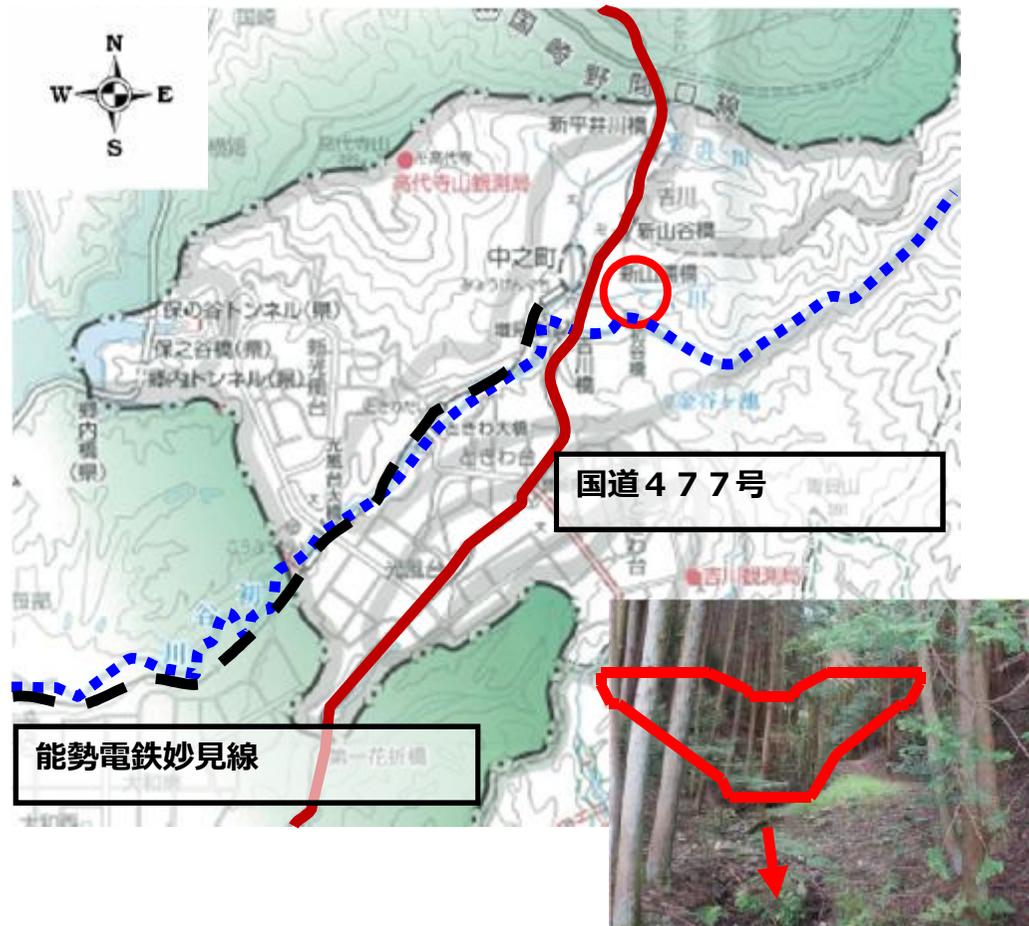
事業区分	箇所名	事業評価	府対応方針案	重点化ランク		
					①発生の危険度	②発生時の影響
土石流対策	初谷川 川西谷	再評価	継続	A	2	5
	下音羽川上音羽第一支溪	再評価	休止	D	2	2



初谷川 川西谷 砂防事業

事業の目的

本事業は、人家等に直接的に土砂災害を及ぼす恐れのある溪流に砂防施設を整備し、土石流等の土砂災害に備えることを目的とする。



初谷川 川西谷 砂防事業

事業概要

砂防えん堤 1基 高さ $H=13.0\text{m}$ 幅 $W=48.0\text{m}$

工期 **H20 ~ H24 (H28)** 4年延期
〈変更理由〉：用地境界の確定に日数を費やしたため

全体事業費
3.0億円

進捗状況

○全体 6%

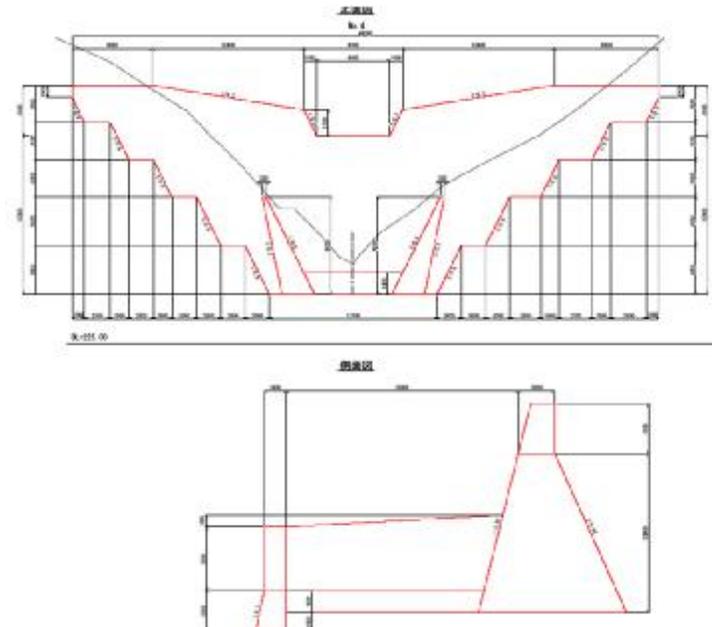
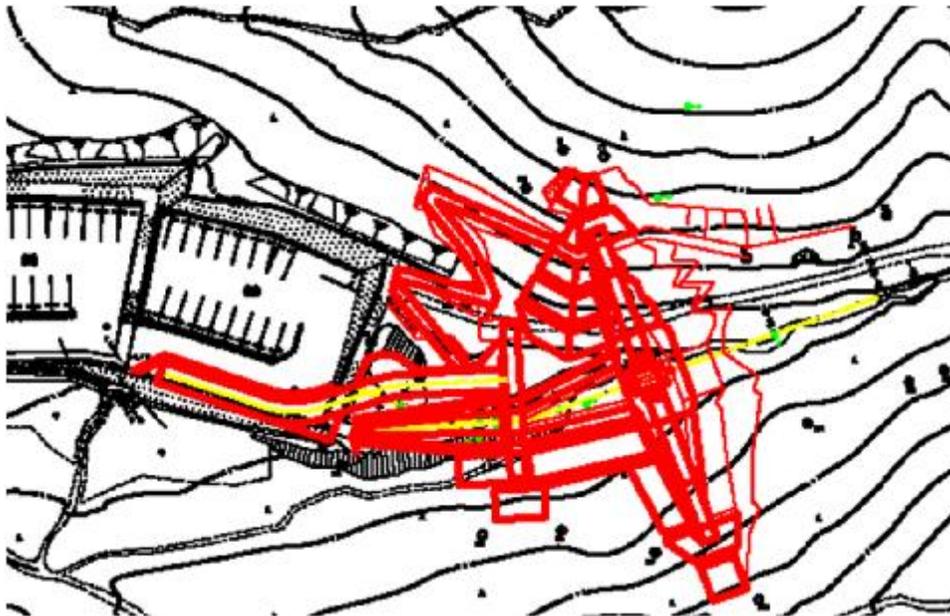
0.2/3.0 (億円)

用地 0%

0.0/0.17 (億円)

工事 0%

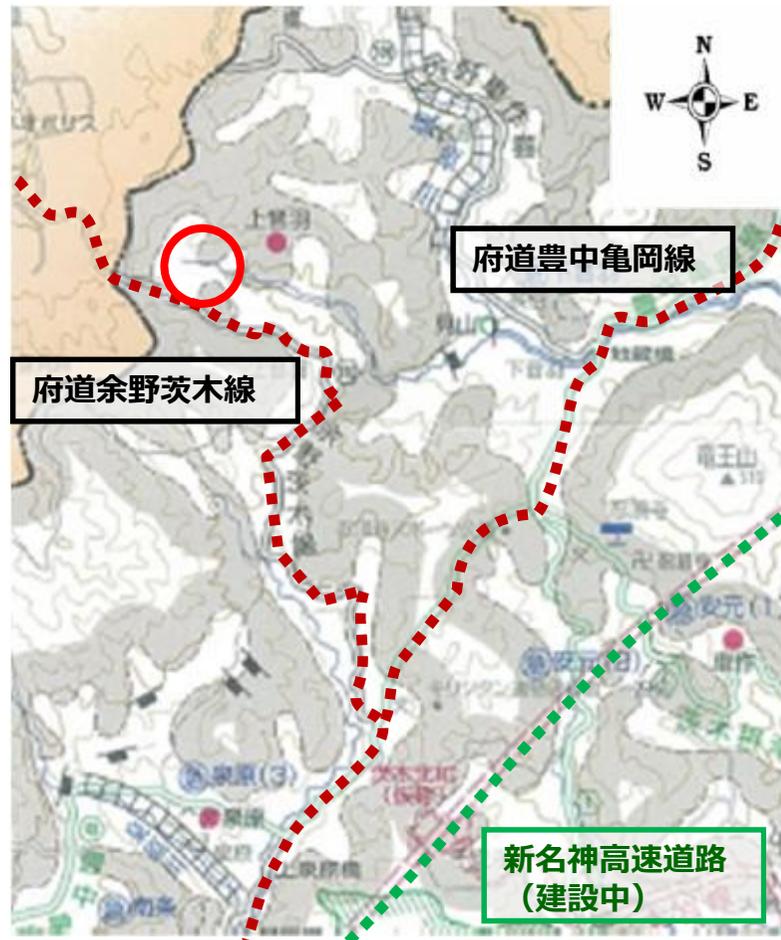
0.0/2.43 (億円)



下音羽川上音羽第一支溪 砂防事業

事業の目的

本事業は、人家等に直接的に土砂災害を及ぼす恐れのある溪流に砂防施設を整備し、土石流等の土砂災害に備えることを目的とする。



下音羽川上音羽第一支溪 砂防事業

事業概要

砂防えん堤 1基 高さ **H=8.5m** 幅 **W=38.0m**

工期 **H20 ~ H23** (休止)

〈変更理由〉:

- 地権者相続人の確定に日数を要しているため、現地未着手。
- 「今後の土砂災害対策の進め方」検討委員会の提言に基づく対策実施箇所の更なる重点化において、当面の対策見送り箇所に該当するため。

進捗状況

○全体 5%

0.1/2.0 (億円)

用地 0%

0.0/0.3 (億円)

工事 0%

0.0/1.5 (億円)

全体事業費
2.0億円

